美浦村通学路交通安全プログラム ~通学路の安全確保に関する取組の方針~ 美浦村通学路安全対策推進会議

1 プログラムの目的

平成24年4月以降、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、文部科学省、国土交通省及び警察庁の3省庁が連携し、通学路における交通安全の一層の確保を目的とした関係機関合同による緊急合同点検を実施するよう全国自治体に要請がありました。

これを受けて、美浦村では、平成24年8月及び平成25年7月に小中学校の 通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な安全対策を 講じてきました。

引き続き通学路の安全点検に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「美浦村通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が更に連携して、児童生徒が安全に 通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 美浦村通学路安全対策推進会議の設置

各関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「美浦村通学路安全対策 推進会議」を設置しました。

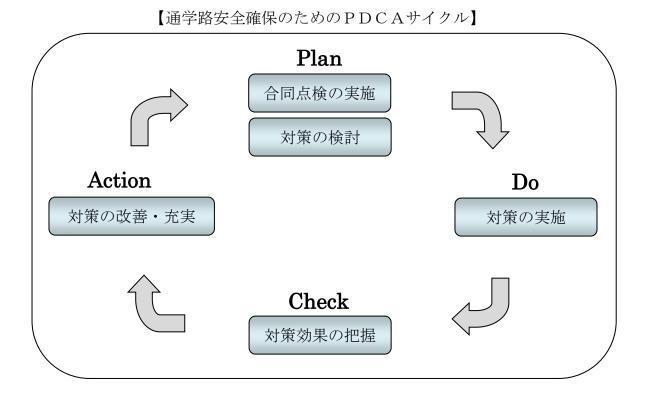
- · 美浦村教育委員会学校教育課
- 美浦村都市建設課
- 美浦村生活安全課
- 美浦村立各小中学校
- 稲敷警察署
- 茨城県竜ケ崎工事事務所

3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施しながら、さらなる通 学路の安全性の向上を図ります。



(2) 定期的な合同点検

- ①合同点検の実施
- ・村内の小中学校の通学路を毎年1回、合同点検を実施します。
- ・効率的・効果的に合同点検を行うため、事務局は学校から各通学区域内の 危険箇所の報告を受け、精査した中で重点課題を設定し、合同点検を実施します。
- ②合同点検の体制

学校ごとに学校、学校教育課、都市建設課、生活安全課、稲敷警察署、竜 ケ崎工事事務所が参加する合同点検を行います。

③対象とする通学路

合同点検の対象とする通学路は、学校が指定する通学路を原則とします。

(3)対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに 歩道整備や看板設置のようなハード面の対策や交通規制や交通安全教育の ようなソフト面の対策など、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニュー を検討します。

(4)対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5)対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また、児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、各学校を通じて対策効果の把握をします。

(6)対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・ 充実を図ります。

4 箇所図、箇所一覧表の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策一 覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。